

(2) 初めて特別弔慰金を請求する場合

(過去に同一の戦没者等について、遺族の中で誰も特別弔慰金の裁定を受けていない場合)

【弔慰金受給権者（弔慰金受給権者とみなされる者を含む）】

提出書類		弔慰金受給権者 (第1順位) (配偶者以外)		弔慰金受給権者と みなされる者 (第1順位) (配偶者以外)		配偶者 (第1順位)	
		弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求	日華・満洲 事変間遺 族	判任文官 等の遺族	弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求 (みなしも 含む)
1	請求書	○	○	○	○	○	○
2	現況申立書	○	○	○	○	○	○
3	令和7年4月1日の請求者の戸籍抄本	○	○	○	○	○	○
4	戦没者等の死亡当時における戦没者等と 請求者との続柄を証する戸籍	○	○	○	○	○	○
5	戦没者等の死亡当時における戦没者等と 弔慰金受給権者との続柄を証する戸籍	-	-	-	-	-	-
6	先順位者がいないことを証する戸籍	-	-	-	-	-	-
7	年金給付の受給権者がいないことを証す る戸籍	○(※1)	○(※1)	○(※1)	○(※1)	○(※1)	○(※1)
8	戦没者等の死亡時から令和7年3月31日 の間の請求者の戸籍	-	-	-	-	○	○
9	特別弔慰金失権事由非該当申立書(配 偶者用)(配偶者の相続人用)	-	-	-	-	○	○
10	生計関係申立書とそれを証明する資料 (請求者が第3～6、11及び12順位で、戦 没者等と別戸籍であるが生計関係ありと 申し立てているとき)	-	-	-	-	-	-
11	葬祭を行ったことを証明する資料 (第11順位のみ)	-	-	-	-	-	-
12	もとの身分、死因を証明する資料 (過去に弔慰金又は恩給等の裁定を受け ていないとき)	-	△	△	△	-	△
13	公務扶助料の受給者がいたことを証明す る資料 (文官公務扶助料のみ必要)	-	-	-	○	-	△
14	登記事項証明書 (成年後見人等が請求するとき)	△	△	△	△	△	△
15	相続人であることを証する戸籍等 (相続人が請求するとき)	△	△	△	△	△	△
16	相続財産清算人であることの確認書類 (相続財産清算人が請求するとき)	△	△	△	△	△	△
17	委任状(外国居住者が請求する場合) (請求手続、同順位者間の調整を委任し た場合)	△	△	△	△	△	△

○は必須、△は提出書類欄等に記載した()に該当する場合、必要に応じて提出する書類です。

※1 戦没者の父母・祖父母で生年月日が国内最高齢者(男性:大正3年3月14日、女性:明治42年9月2日)より前の場合、提出不要です。